

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が変わります！ —平成29年1月1日、全面施行—

標記二法が改正され、平成29年1月1日より全面施行となります。事業主の皆様には、新たなハラスメント防止措置や就業規則等の規定整備をお願いいたします。

＜改正のポイント＞

1 育児・介護休業法のみ

- (1) 介護休業の分割取得の義務化（対象家族1人につき3回まで）＜拡充＞
- (2) 子の看護休暇及び介護休暇の取得単位の柔軟化（半日単位の取得を義務化）＜拡充＞
- (3) 介護のための所定労働時間短縮措置等につき、利用開始から3年の間で原則2回以上の利用が可能＜拡充＞
- (4) 介護のための所定外労働制限制度の義務化＜新設＞
- (5) 有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和＜拡充＞
- (6) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大＜拡充＞

2 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法（共通）

- (1) 従来の不利益取扱い禁止に加え、妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ等）の防止措置の義務化＜新設＞

- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>)
- お問い合わせは、青森労働局雇用環境・均等室 までどうぞ。
(☎017-734-4211、FAX017-777-7696)

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から3年間限りの特例として開始されました。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

＜問合せ先＞むつ年金事務所

☎22-2278

村税務住民課住民G

☎27-2111

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

東通村 ジオパーク 探訪

猿ヶ森砂丘ジオサイトの中にあって神秘的で謎の多い「ヒバの埋没林」。これまで様々な機関や研究者が調査を行ってきましたが、それぞれの説に信憑性があり、まだ解明の途中です。

今号からは、“東通村史”を中心に、知っているようで意外に知らない埋没林を紹介します。

埋没林が広く知られるようになったのは、昭和初期と言われています。当時は防砂林としてのクロマツがそれほど茂っていなかったため、荒涼とした砂丘の中から、立ち枯れたヒバが顔を出していたそうです。現在では、防砂林や雑木が茂り、埋没林だけが林立する姿は珍しくなりました。

昭和52年の東通村教育委員会の調査によると、当時の調査範囲（現在の遊歩道から見る事ができるあたり）だけでも、直径3cmから113cmまでの大きささまざまな埋没林183本が見つかっています。中には直径101cm以上の大木が3本も見つかっていて、これは幹回りでは3mを超え、大人2人が両腕を回して届くぐらいの太さ、小さな子どもが2～3人は入る太さです。

当然のことながら樹齢も様々で、これまで発見されてきた中には、樹齢が300年を超えるものもあり、昭和初期の調査では500年を超える老齢樹もあったと報告されています。

これらのことから、昔、埋没したヒバが現存していた頃は、猿ヶ森周辺はヒバの大森林だったと考えられています。では、それはいつ頃だったのか？なぜ大森林が埋没林になってしまったのか？次号ではもう少し謎に迫ってみます。